

タイの信用保証制度に関する調査報告書 (2025 年度)

2026 年 6 月



日本政策金融公庫

JAPAN FINANCE CORPORATION

中小企業事業本部 保険情報室

目次

1. 調査概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査方法	2
1.3 調査期間	2
2. 中小企業と中小企業政策	3
2.1 中小企業の定義	3
2.2 中小企業の実態	3
2.3 TCG による保証浸透率	5
2.4 中小企業向け金融政策の全体像	5
2.4.1 中小企業金融対策	5
2.4.2 中小企業における重点課題	6
3. 信用保証制度の概要	7
3.1 信用保証制度の監督・出資関係	7
3.2 TCG の概要	8
3.2.1 プロフィール・基本方針	8
3.2.2 コンサルティング業務、IT 技術の活用	10
3.2.3 TCG における DX の対応変遷	11
3.3 TCG の保証制度	13
3.3.1 PGS 及び TCG 独自保証について	13
3.3.2 ポートフォリオ保証における「MAX CLAIM」の概要及び設計	16
3.3.3 Quick Big Win について	17
3.3.4 日本の保証制度との比較	18
3.4 保証手続き	19
3.5 TCG の保証制度を利用している政府貯蓄銀行（GSB）の概要	21
4. 財政基盤	23
5. 今後の計画	24
5.1 TCG における AI 活用状況	24
5.2 新たな保証機関の設立（国家信用保証機関（NaCGA））	25
5.2.1 NaCGA の概要	25
5.2.2 NaCGA によるデータ活用について	26

6. まとめ（気づき）	27
6.1 保証制度の特徴	27
6.2 保証支援の最近の動き	27
6.3 今後の計画	28
7. 実績・統計	29
TCG の保証承諾、保証債務残高、PGS、コマーシャルプロダクトの推移	29

1. 調査概要

1.1 調査目的

日本の中小企業信用補完制度は、中小企業金融政策の重要な一翼を担い、これまで中小企業・小規模事業者に対する事業資金の供給の円滑化に貢献してきた。制度実施機関の一つである日本政策金融公庫では、これまで海外の公的信用保証制度について様々な調査を実施しており、その調査結果は、中小企業政策審議会による制度見直しの参考資料としても活用されてきている。

2023年度はイギリス、フランス、オーストリア及び韓国について、2024年度は米国及び台湾について、それぞれ文献調査及びヒアリング調査等にて各国の中小企業政策や信用保証制度の実施状況等を取りまとめた。

今次調査においては、タイを対象とした。タイの制度を担うタイ信用保証公社（Thai Credit Guarantee Corporation: TCG）は、アジアにおける中小企業信用補完制度の実施機関による情報交換等、相互交流を図るために組織されたアジア中小企業信用補完制度実施機関連合（Asia Credit Supplementation Institution Confederation: ACSIC）の加盟機関の1つであり、同じく加盟している当公庫とは2015年に覚書を締結している関係にある。タイの制度について当公庫が前回調査を実施したのは2015年度に遡り、そこから約10年経過したことから、改めて現状について調査を行ったものである。

本調査では、これまでの調査内容を踏まえ、タイにおける中小企業の定義や取り巻く環境、日本にはないポートフォリオ保証の仕組みなどを概観するとともに、新機関として設立が計画されている国家信用保証機関（National Credit Guarantee Agency: NaCGA）についても情報を得た。

本調査が、変革期にあるタイの信用保証制度の理解を深めるとともに、今後の日本の信用補完制度の更なる発展に役立つものとなれば幸いである。

末筆ながら、本調査に際し多大なる協力と貴重なご示唆を賜った調査対象機関等の皆様に、厚く御礼申し上げます。

1.2 調査方法

文献調査、調査票送付及び現地出張によるヒアリング調査に基づき、①中小企業と中小企業政策、②信用保証制度の概要、③財政基盤及び④今後の計画の4点に焦点を当て、以下の対象機関に対して調査を実施した。

図表 1-1 本調査の対象機関

区分	機関名
保証機関	タイ信用保証公社 (Thai Credit Guarantee Corporation: TCG)
主務省	タイ財務省 (Ministry of Finance: MOF)
主務省	タイ中央銀行 (Bank of Thailand: BOT)
中小企業政策当局	中小企業振興局 (Office of Small and Medium Enterprises Promotion: OSMEP)
金融機関	政府貯蓄銀行 (Government Savings Bank: GSB)

1.3 調査期間

2025 年 12 月～2026 年 6 月（現地出張は 2026 年 1 月 12 日～16 日）

2. 中小企業と中小企業政策

2.1 中小企業の定義

タイにおける中小企業に関する定義は、日本での中小企業庁に相当する中小企業振興局(OSMEP)が定めている。

現行の定義は、2020 年公布の省令により改訂されたものである。具体的には、「2019 年中小企業の特性に関する省令 (Ministerial Regulation on Characteristics of SMEs B.E. 2562 (2019))」が 2020 年 1 月 7 日付の官報 (Government Gazette) に掲載され、さらに OSMEP が 2020 年 1 月 21 日にこの定義に関する発表を行った。

この定義では、年間収入又は従業員数のいずれか大きい方を基準に中小企業者に該当するか否かを判断しており、その内容は以下のとおりである。

図表 2-1 タイにおける中小企業の定義

業 種	項 目	零 細 企 業	小 規 模 企 業	中 規 模 企 業
製造業	年間収入	180 万バーツ以下	1 億バーツ以下	5 億バーツ以下
	従業員数		50 人以下	200 人以下
卸・小売業、 サービス業	年間収入	5 人以下	5 千万バーツ以下	3 億バーツ以下
	従業員数		30 人以下	100 人以下

出所) OSMEP、TCG 提供資料より作成

一方、タイの信用保証機関であるタイ信用保証公社 (TCG) の保証対象は、「固定資産（土地を除く）2 億バーツ以下の事業者（個人事業者及び法人）」となっている。

これは、TCG によると、過去の中小企業の定義として「中小企業の従業員数並びに固定資産及び払込済資本の額を規定する省令 B. E. 2545 (2002)」に定められていた固定資産の要件部分の名残とのことである。

2.2 中小企業の実態

OSMEP が把握している、政府に対し公的な届出を行っている中小企業者の数は約 325 万者であり、2019 年の約 310 万者から約 5.2%増加した。

届出済みの全企業者数は約 327 万者であり、中小企業者はそのうちの 99.5%を占める。

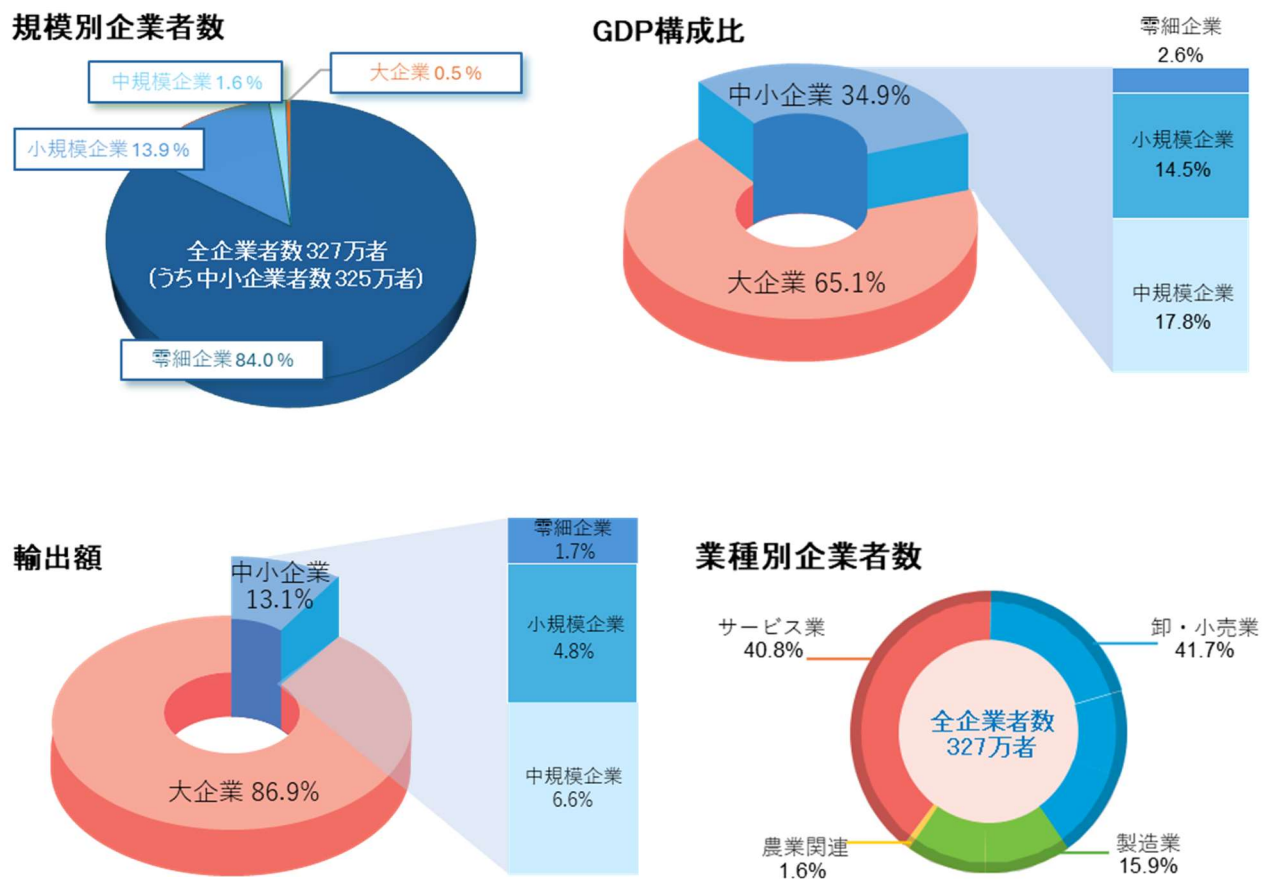
これは、日本の「2025 年版中小企業白書」に記されている中小企業者数の割合（約 99.7%）と

ほぼ同水準である。

次に、GDP 構成比をみると、中小企業者は 34.9%を占め、その内訳は零細企業 2.6%、小規模企業 14.5%、中規模企業 17.8%となっている。また、輸出額をみると、中小企業者は 13.1%を占め、その内訳は零細企業 1.7%、小規模企業 4.8%、中規模企業 6.6%となっている。

なお、全企業者数約 327 万者を業種別にみると、卸・小売業が 41.7%と一番高く、次いでサービス業が 40.8%を占めている。

図表 2-2 中小企業の実態

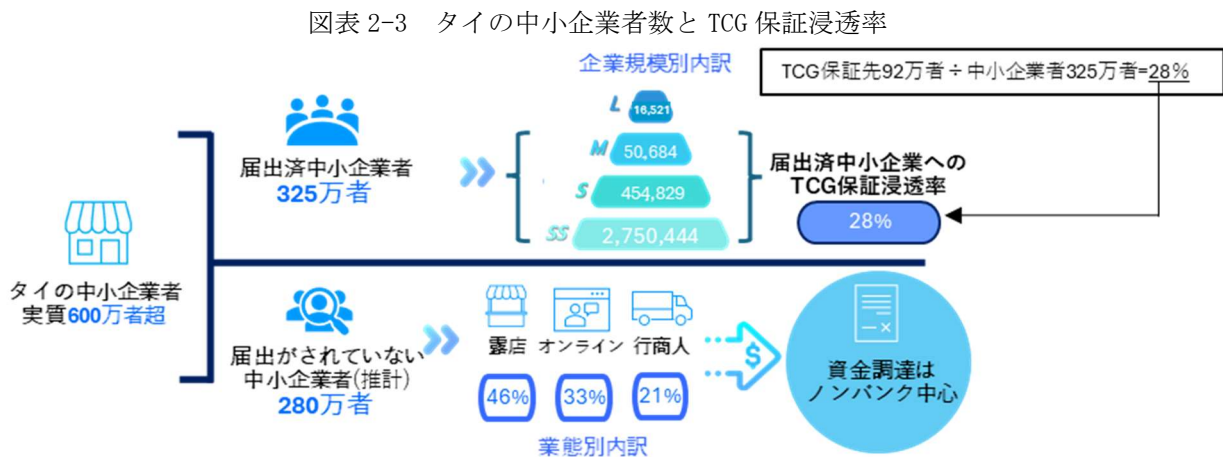


出所) OSMEP 「Situation Report of SMEs in 2025」より作成

2.3 TCG による保証浸透率

届出済みの中小企業者約 325 万者のうち、TCG の保証を利用している中小企業者は約 92 万者であることから保証浸透率は 28%となる。

以上を中小企業者数の規模別内訳等も踏まえて図示すると、以下のとおりとなる。



出所) OSMEP、TCG 提供資料より作成

なお、届出を行っていない中小企業者（露店、オンライン、行商人等）は約 280 万者と推計され、先の届出済みの者と合わせると、タイの中小企業者は実質 600 万者超となる。

2.4 中小企業向け金融政策の全体像

2.4.1 中小企業金融対策

タイ財務省によると、中小企業向け金融政策に則り、様々な金融機関が中小企業を支援している。以下にそれらの 5 機関を紹介する。

1 タイ中小企業開発銀行 (Small and Medium Enterprise Development Bank of Thailand: SME D Bank)

適切な調達コストによる融資、経営コンサルティング、知識修得勉強会等の各種支援を実施している。

2025 年 11 月時点の融資先は 63,558 件、貸付残高にして 1,041 億 4,855 万バーツとなっている。

2 タイ信用保証公社 (Thai Credit Guarantee Corporation: TCG)

タイ唯一の信用保証機関として、担保が不足している中小企業に対する信用保証の提供による中小企業の資金調達サポートを実施している。また、金融アドバイスセンター (TCG F.A. センター) を通じた経営者への助言を実施している。

2025 年 12 月時点の保証債務残高は 4,511 億 7,000 万バーツである。

3 政府貯蓄銀行 (Government Savings Bank: GSB)

中小企業・零細事業者への融資を実施しているほか、小規模に事業を営む経営者や地域コミュニティの発展・改善を支援している。

4 農業・農業協同組合銀行 (Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives: BAAC)

農家や農業協同組合等への融資実施及び作物品質向上のための知識・技術・イノベーション情報の提供を行っているほか、農業分野の中小経営者を対象に競争力向上を支援している。

5 タイイスラム銀行 (Islamic Bank of Thailand: IBANK)

主にイスラム教徒への融資を通じ、中小企業やハラール産業に関わる経営者を支援している。

2.4.2 中小企業における重点課題

タイ財務省によると、中小企業が乗り越えるべき重点課題として 5 点を挙げている。それらは、①資金調達コスト上昇につながる担保不足、②円滑な融資審査を阻害する包括的な中小企業関連のデータの整備及び共有の不足、③適切な財務諸表等を作成するための金融知識・技能不足、④市場ニーズに合った製品開発に必要なテクノロジーや研究分野での適切な資金投入の不足、⑤巨大な商業施設の出現等による急速な市場競争の激化としている。

図表 2-4 中小企業における重点課題



出所) タイ財務省提供資料より作成

3. 信用保証制度の概要

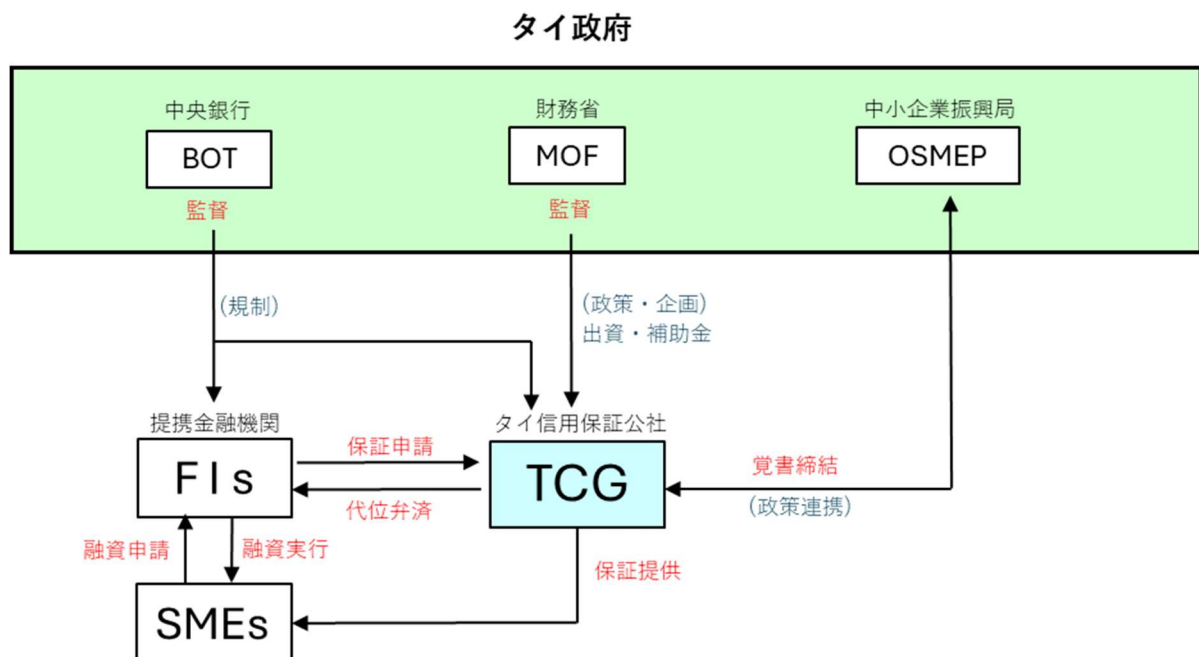
3.1 信用保証制度の監督・出資関係

TCG を取り巻く監督、出資関係を図にしたものが図表 3-1 である。

TCG の主務省として、財務省及び中央銀行が TCG を監督している。また、財務省は、TCG に対し出資や補助金提供を行っている。

OSMEP によれば、中小企業政策の立案は、首相府の傘下にある OSMEP が実施している。具体的には、中小企業政策をまとめた中小企業振興計画（SME Promotion Master Plan）を OSMEP が作成する。これは 5 年間を 1 期間（現行は 2023 年～2027 年）としたロードマップである。作成の流れとしては、①OSMEP が情報を収集、②ステークホルダー（一般国民、企業、金融機関等）にヒアリング、③計画案の作成、④タイの国家計画委員会の承認、⑤閣僚会議の承認を経て決定、となる。これを基に、さらに 1 年ごとの「Action Plan」を作成する。ただし、OSMEP には政策実行機能がないため、関係各機関に協力を求め、政策を実行することになる。例えば、この「Action Plan」に財政支援を伴う信用保証制度に関わる政策が含まれていれば、TCG との連携が必要となるが、財務省が監督している TCG は、OSMEP の直接の管轄対象ではない。そのため、実際に中小企業政策を実施する上で、このように信用保証分野に関して TCG の役割が必要となる場合は、財務省の了承のもとで、OSMEP と TCG の間で政策ごとに覚書を締結しているとのことである。

図表 3-1 信用保証制度の監督・出資関係



出所) TCG、タイ財務省、タイ中央銀行、OSMEP ヒアリングより作成

TCG の主務省である財務省内では、財政政策室 (Fiscal Policy Office: FPO) が財政政策の立案等を担当し、TCG の計画・方針等を検討している。また、国営企業政策事務局 (State Enterprise Policy Office: SEPO) が国営企業の方針 (株主に代わって策定する方針) を定め、TCG を監督している。

なお、既述のとおり中央銀行 (Bank of Thailand: BOT) も TCG の監督機関として TCG の運営実績を監視している。そのため、TCG は BOT に財務状況、保証状況を毎月及び四半期ごとに報告している。TCG の代位弁済、回収状況をチェックし、必要に応じて債務の売却や回収について指導している。

3.2 TCG の概要

3.2.1 プロフィール・基本方針

(1) プロフィール

改めて、タイ信用保証公社 (TCG) について概観する。

TCG は、財務省の管轄下にある国営の信用保証専門金融機関として、「小企業信用保証公社法 B. E. 2534 (1991)」に基づき、1991 年 12 月 30 日に設立された。また、1992 年 2 月 21 日に既に存在していた保証機関である中小企業信用保証基金の運営を引き継いでいる。

TCG の主要株主は財務省であり、払込資本の 95.5%を保有している。資本金は 2025 年 12 月時点で 1 億 9,080 万 US ドル (60 億バーツ) である。事業所は本店及び支店が 11 あり、金融アドバイスセンター (TCG F.A. センター) も有している。従業員数は 469 名である。

TCG の主な概要は図表 3-2 のとおりである。

図表 3-2 TCG のプロフィール

TCGの主要株主は**財務省** (払込資本の95.5%保有)

資本金: 1億9,080万USドル (60億バーツ)

事業所: 本社、11支店

金融アドバイスセンター(TCG F.A.センター)

保証債務残高: 142億9,703万USドル(4,498億バーツ)

保証顧客数: 92万事業者

従業員数: 469名

沿革: 1991年 TCG設立

2009年 PGS開始

2017年 ノンバンクも含めた保証範囲拡大

※2025年12月時点

※1米ドル = 31.46バーツ (2025年12月末時点)

出所) TCG 提供資料より作成

(2) 基本方針

TCG は、中小企業の存続・発展のため、資金提供やコンサルティングを実施し、タイ経済の推進を図ることを基本方針としている。方針の具体的な内容としては次の4点が挙げられる。

○信用保証

信用保証を提供することによって、中小企業の資金調達機会を増やし、中小企業の持続的な成長を支援する。

○金融アドバイス

TCG の金融アドバイスセンター (TCG F.A. センター) を含む様々なチャンネルを通して、金融アドバイスやコンサルティングサービスを提供する。

○債務者に対する支援

デット・リストラクチャリングや債務の一部免除等の方法を通じて、債務者支援の実効性を高める。

○持続可能な運用

経済、社会、環境への責任を果たすため、組織の持続的発展を推進する。

3.2.2 コンサルティング業務、IT 技術の活用

次に TCG のコンサルティング業務及び IT 技術の活用について詳しく見ていく。

(1) コンサルティング業務

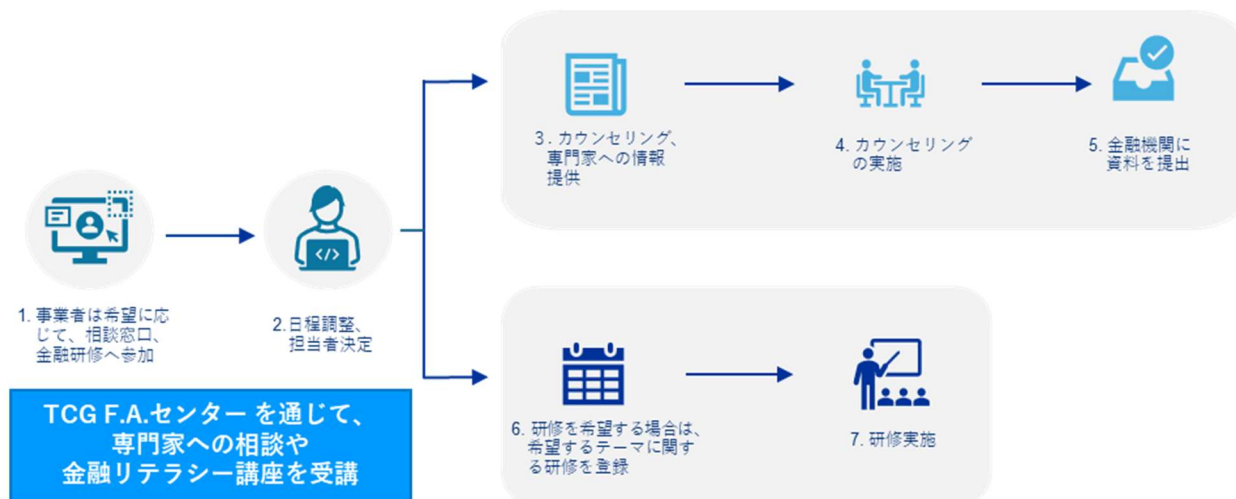
TCG によれば、中小企業経営者へのコンサルティングは、TCG の重要な役割の一つと位置付けられている。コンサルティングにより、中小企業の能力を強化・向上させて、中小企業経営者が持続可能に事業運営できるように支援することを目指している。具体的には、TCG が有する金融アドバイスセンター（TCG F.A. センター）を通じ、中小企業経営者に対して、組織管理に関する助言や金融リテラシー等の知識を提供し、中小企業経営者が事業運営に臨む準備を補助している。これは、金融機関が融資審査を行う際の中小企業経営者の信頼度向上にもつながっている。

TCG の「Annual Report 2024」¹では、中小企業経営者との相談を開始した時点から 2024 年までに、TCG F.A. センター（SMEs 向け）、バンコク支店等を通じた金融コンサルティング事業への参加に対し、中小企業経営者から累計 23,323 件の関心が示されたとしている。同事業への参加者は、TCG や政府機関・民間セクターと連携して実施された「ビジネスリテラシートレーニング」に登録した者と、保証申請、債務再構築、事業開発の分野で助言を求める者に分類される。

2024 年にコンサルティングを通じて中小企業経営者に信用アクセス支援を提供した結果、より多くの中小企業経営者が継続的にコンサルティングを受けることに関心を持ち、TCG の保証付き及び保証なしで融資アクセスを支援した成功率は 17%となった（前年比 14%増）。

TCG のコンサルティング業務のフローを図示すると以下のとおりである。

図表 3-3 TCG のコンサルティング業務



出所) TCG「ANNUAL REPORT 2024」及び TCG 提供資料より作成

¹ 「Annual Report 2024」、<https://www.tcg.or.th/uploads/file/250903113650Kk1Z.pdf>, 2026 年 5 月最終閲覧

(2) IT 技術の活用

2024 年、TCG は IT 技術の活用を進め、新たなシステムやサービスを導入した。
主な内容は以下のとおりである。

1. デジタルによる顧客サービスチャネル

「LINE TCG First」というデジタルを活用したチャネルにより、顧客の本人認証やデータ連携を実現した。これにより顧客は、以下のことが可能となり、利便性が向上した。

- ・財務健全性の診断
- ・活動参加や研修参加の登録
- ・債務救済や債務猶予の申請登録
- ・自分の保証料支払情報の取得
- ・自分の信用保証に係る情報の取得
- ・金融アドバイザーとの「Debt doctor」予約サービス利用の申請

2. e-Request システム

信用保証申請データを外部機関と連携するための「e-Request」システムを開発した。これにより、金融機関が Web ポータルページを通じて、信用保証書データの入力、保証実施後データの変更申請、補助金受取申請データの送信、データアクセス権に基づくレポートの取得申請の状況管理などを行うことができ、効率化が図られた。

3. 内部データベースシステム

TCG におけるデータ管理プラットフォームとして、新たな内部データベースシステムを開発した。これにより、データ分析、信用格付、リスクベース価格モデル開発が効率化された。今後さらに、将来のビジネスモデル分析や新商品設計等において、多様化する顧客ニーズに対応するためのデータウェアハウス及びダッシュボードのアップグレード計画も進行中である。

4. 情報セキュリティ監視運用センター

情報セキュリティ監視運用センターの設置により、資産管理、情報セキュリティ管理、企業の IT リスク管理の効率化が図られた。

3.2.3 TCG における DX の対応変遷

TCG によると、同機関における DX の対応変遷については、大きく 3 つの時期に大別される。

○1992 年～2018 年：

創設から 2018 年までの 26 年間は、保証付き融資案件ごとの個別顧客データ（1 次）と融資

先の金融機関からのデータ（２次）を基に、TCGの個別アナリスト（職員）が審査を行い、保証承諾の可否を決定していた。

当該期間における１年間の保証処理数は、平均５万件であった。

○2019年～2024年：

2019年から2024年までの５年間は、TCGのデータウェアハウスプラットフォームに、顧客データ、金融機関等からのデータ、タイの信用情報機関（National Credit Bureau：NCB）からのデータを取り込んだのちに自動的なデータ分析及び信用スコアリングモデルによる承認を実施していた。

2018年までの状況と比べると、保証付き融資案件ごとに当該プラットフォームのデータを基に分析を行うとともに、信用スコアリングモデルによりリスクに応じた保証料を決定し、保証承諾の可否を決める仕組みに進化した。これにより、当該期間における１年間の保証処理件数は、平均132,000件に増加した。

○2025年以降：

将来的には、「TCGデジタルブリッジ」の構築により、関係する機関のデータの収集・保管や、中小企業に関するデータの活用が随時可能になる計画である。当該データの一部からなるデータウェアハウスプラットフォームを利用し、TCGの保証付き融資の申込案件を自動承認システムに送り、保証承諾の可否を決定していく。これにより、１年間では平均30万件の保証処理件数となる見通しである。

DXの取組みによる保証承諾までの期間及び審査精度の改善実績は、図表3-4のとおりである。

保証承諾の期間では、以前は職員による個別審査により１～３週間かかっていたものが、自動承認のケースでは、１日に短縮できるようになっている。

不良債権比率は、以前は19%であったが、データ活用等により審査精度も上がり、11%まで下がっている。また、回収率も0.7%から2%まで改善している。

図表 3-4 DXの取組み結果

	過去	現在
承諾までの期間	1～3週間	1日 (自動承認のケース)
審査精度	不良債権比率 19%	不良債権比率 11%
	回収率 0.7%	回収率 2%

出所) TCG 提供資料より作成

3.3 TCG の保証制度

3.3.1 PGS 及び TCG 独自保証について

TCG の保証制度は、ポートフォリオ保証 (Portfolio Guarantee Scheme: PGS) とコマーシャルプロダクト (Commercial Product: TCG 独自保証) の 2 種類のスキームに分類される。

(1) ポートフォリオ保証 (PGS)

PGS は、タイ政府が企画し、TCG がその業務運営を担っているスキームである。TCG の保証債務残高の 86%を占める。

政府からの補助金により助成することで中小企業者の負担軽減を図っており、結果、中小企業者が負担する保証料は一律である。商品ごとに異なるが、当初の 2~4 年間は、中小企業者が負担する保証料相当を政府が負担するため中小企業者の負担はゼロとなっている。

各金融機関の融資合計額 (ポートフォリオ) のうち、商品ごとに MAX CLAIM (最大保証割合) まで保証が可能であり、日本の保証制度のように、企業ごと又は案件ごとに保証割合を定めるスキームとは大きく相違するものである。

徴収する保証料の「保証期間を通じた合計」が MAX CLAIM に相当するような制度設計 (MAX CLAIM 上限の代位弁済を TCG が行っても収支相償となるスキーム) となっている。

この PGS は、一定の期間ごとに制度を設けている。例えば、2024 年から 2025 年にかけては「PGS11」と名付けられた制度を実施している。ここで使用されている番号は、過去から制度ごとに番号を振ってきたものであり、制度の歴史と変遷を物語っている。

なお、2025 年 12 月からは新たな PGS として「Quick Big Win」と名付けられた制度を開始している。

(2) コマーシャルプロダクト (TCG 独自保証)

コマーシャルプロダクトは、TCG が自ら企画し、業務運営を担う保証スキームであり、TCG 独自の保証によるスキームと言える。TCG の保証債務残高の 14%を占める。

政府からの予算措置はなく、補助金もない。TCG 独自データに基づいた信用リスク格付により保証料率を決定している (中小企業者ごとに 1~3%のレンジ内で保証料率が異なる)。

現在、タイ政府は、この独自保証スキームの強化、すなわち TCG の自主運営による収支相償を目指しており、それに向けて独自データの更なる蓄積、適切な格付付与、審査能力の高度化、積極的な制度利用勧奨活動を TCG に求めている。

一方で、既に PGS を利用している中小企業者については、返済負担を軽減するため、既往保証残高を上限とした借換え保証を実施している。

両保証スキームともに収支相償を前提とした制度設計となっており、財政負担は、設立時の出資金及び PGS の補助金となっている。

よって、現状は政府のバックアップによる PGS がメインに利用されているが、財務省によれば、今後は政府負担を軽減するため PGS を縮小し、コマーシャルプロダクトを拡大していく意向である。

以上の内容を取りまとめると、以下のとおりである。

図表 3-5 TCG の保証制度

制度名	ポートフォリオ保証 (Portfolio Guarantee System:PGS)	コマーシャルプロダクト (Commercial Product、TCG独自保証)
特徴	・ TCG保証残高の86%を占める ・ <u>タイ政府が企画し、TCGがその業務運営を担う保証制度</u> ・ 政府が補助金にて助成し、中小企業者の負担軽減を図る(中小企業者が負担する保証料率は一律) ・ 各金融機関融資合計額(ポートフォリオ)の内、制度ごとに定められたMAX CLAIMまで保証(企業ごとの上限無し)	・ TCG保証残高の14%を占める ・ <u>TCG自身が企画し、業務運営を担う保証制度</u>(タイ政府からの予算措置無し) ・ 政府補助金は無し ・ TCG独自データに基づいた信用リスク格付に基づき保証料率を決定(中小企業者ごとに1~3%のレンジ内で保証料率が異なる)
ポイント	・ 徴収する保証料の「保証期間を通じた合計」がMAX CLAIMに相当するよう制度設計(MAX CLAIM上限の代位弁済をTCGが行なっても収支相償となるスキーム) ・ 当初3年間は中小企業者が負担する保証料相当は政府が負担(中小企業者の負担ゼロ) ・ 一定の期間ごとに制度を設けて実施(2024年~25年にかけてはPGS11を実施。2025年12月から新たに“Quick Big Win“を開始)	・ タイ政府はTCGの自主運営による収支相償を目指しており、独自データの更なる蓄積、適切な格付付与、審査能力の高度化、積極的な勧奨活動を求めている ・ 既にPGSを利用している中小企業者の返済負担を軽減するため、<u>既往保証残高を上限とした借換保証を実施</u>(TCG独自保証の約46%を占める)

出所) TCG ヒアリングより作成

次に、図表 3-6 は 2025 年 12 月 30 日まで保証申請が可能であったポートフォリオ保証「PGS11」を商品ごとに示したものである。

「PGS11」は、対象者や資金使途別に 10 種類の商品を設けていた。大きく中小企業（SMEs）向け、零細企業（Micro）向けの 2 種類に分類される。

なお、図表中に「Sold Out」と補記されている商品は、期限までに当該予算枠に達したものであり、この予算以上の保証申請は受け付けていない。

これら 10 種類の商品の特徴をまとめると以下のとおりである。

○保証料率

最初の 2～4 年間はゼロ（中小企業者の負担はゼロ）。それ以降は商品によって 1.25%、1.50%、1.75%を徴収

○保証限度額

1 万パーツ～1 億 5,000 万パーツ

○制度予算枠

5,000 万パーツ～160 億パーツ

○最長保証期間

7 年又は 10 年

○MAX CLAIM（最大保証割合）

20%～40%

図表 3-6 「PGS11」の商品概要

SMEs			Micro	
IGNITE BIZ (Remaining 1,374 MB) Guarantee Fee 1.50% Free 3 yrs Guarantee Limit/SME 0.20 MB – 10 MB Limit Project 16,000 MB Guarantee Period 10 yrs. MAX CLAIM 25%	IGNITE ONE (Remaining 202 MB) Guarantee Fee 1.75% Free 3 yrs Guarantee Limit/SME 0.20 MB – 5 MB Limit Project 5,000 MB Guarantee Period 10 yrs. MAX CLAIM 27.5%	SMART GREEN (Remaining 1,448 MB) Guarantee Fee 1.50% Free 4 yrs Guarantee Limit/SME 1 MB – 40 MB Limit Project 5,500 MB Guarantee Period 10 yrs. MAX CLAIM 25%	Sold out SMART GEN Guarantee Fee 1.75% Free 2 yrs Guarantee Limit/SME 10,000 – 500,000 Baht Limit Project 50 MB Guarantee Period 10 yrs. MAX CLAIM 37.5%	Sold out SMALL BIZ Guarantee Fee 1.75% Free 2 yrs Guarantee Limit/SME 10,000 – 200,000 Baht Limit Project 3,050 MB Guarantee Period 10 yrs. MAX CLAIM 30%
SMART BIZ (Remaining 299 MB) Guarantee Fee 1.50% Free 2 yrs Guarantee Limit/SME 0.20 MB – 10 MB Limit Project 7,500 MB Guarantee Period 10 yrs. MAX CLAIM 20%	SMART ONE (Remaining 589 MB) Guarantee Fee 1.75% Free 2 yrs Guarantee Limit/SME 0.20 MB – 5 MB Limit Project 2,000 MB (Phase 1) Guarantee Period 10 yrs. MAX CLAIM 25%	SMART BUILD (Remaining 268 MB) Guarantee Fee 1.75% Free 3 yrs Guarantee Limit/SME 0.20 MB – 10 MB Limit Project 500 MB (Phase 1) Guarantee Period 10 yrs. MAX CLAIM 23%		
No One Left Behind (Remaining 26 MB) Guarantee Fee 1.25% Free 3 yrs Guarantee Limit/SME 0.01 MB – 2 MB Limit Project 400 MB Guarantee Period 10 yrs. MAX CLAIM 40%			new PICK UP (Remaining 4,948 MB) Guarantee Fee 1.50% Free 3 yrs Guarantee Limit/SME 0.20 MB – 150 MB Limit Project 5,000 MB Guarantee Period 7 yrs. MAX CLAIM 26%	

(零細企業向けの保証制度ニーズは高く、予算枠消化)

【概要項目】

Guarantee Fee : 保証料率
(最初の2～4年間はゼロ)

Guarantee Limit : 保証限度額

Limit Project : 制度予算枠

Guarantee Period : 保証期間

MAX CLAIM : 最大保証割合

(申請期間) 2025年12月30日で終了

出所) TCG 提供資料より作成

3.3.2 ポートフォリオ保証における「MAX CLAIM」の概要及び設計

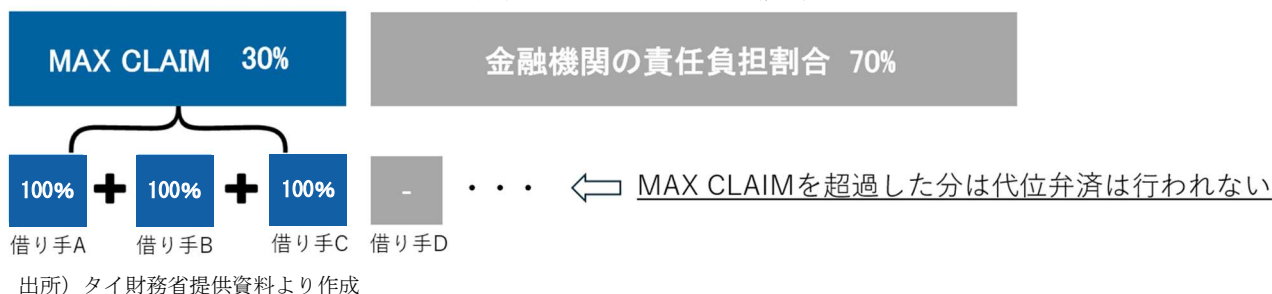
(1) MAX CLAIM の概要

先に説明したとおり、PGS の特徴は各金融機関の融資合計額に「MAX CLAIM」（最大保証割合）を設定している点である。

各金融機関の融資合計額をポートフォリオとし、これに対して、商品ごとに設定された MAX CLAIM（最大保証割合）を限度に TCG の代位弁済を可能とするスキームである。つまり、金融機関、保証商品ごとに代位弁済の上限を定めている。

この考え方を図示すると以下のとおりである。

図表 3-7 MAX CLAIM の概要



各中小企業者に保証割合が設定されていないため、初期段階（ここでは借り手 A、B、C）では、1 事業者あたり 100% の代位弁済が可能となる。ただし、TCG によると、融資後 1 年未満の事故は代位弁済しない旨の特約がある。一方、代位弁済が行われ、それが積み上がって MAX CLAIM の 30% に達した場合は、以後の超過した分（ここでは借り手 D 以降）に代位弁済は行われず、金融機関の負担となる。

(2) MAX CLAIM の設計

次に、MAX CLAIM と、保証料及び政府補助金との関係を、先に図表 3-6 で示した「PGS11」の「SMALL BIZ」を例に計算式に表したものが、図表 3-8 である。

計算においては、この商品における MAX CLAIM（最大保証割合）30%、Guarantee Fee（保証料）1.75%、Guarantee Period 10 年の各数値を用いる。

まず、MAX CLAIM 30% から、中小企業者からの保証料 1.75% に 10 年を乗じた 17.5% を差し引くと 12.5% が残る。これを政府からの補助金として 10 年間にわたり TCG が受け取る仕組みである。

そのため、制度的には収支相償となるよう設計されている。

Sold out SMALL BIZ	
Guarantee Fee	1.75%
Guarantee Limit/SME	10,000 – 200,000 Baht
Limit Project	3,050 MB
Guarantee Period	10 yrs.
MAX CLAIM 30%	

(図表 3-6 より一部抜粋)

図表 3-8 MAX CLAIM の積算イメージ（保証期間 10 年の場合）



【備考】原則、最初の3年間の保証料を中小企業者に代わり政府が負担する。

出所）タイ財務省提供資料より作成

3.3.3 Quick Big Win について

「PGS11」が2025年12月に保証申込終了を迎えたことに伴い、TCGは同月から新たな制度として「Quick Big Win」を開始した。PGSの名を冠してはいないが、その内容はポートフォリオ保証（PGS）のスキームに属するものである。

「Quick Big Win」の特徴は以下のとおりである。

図表 3-9 Quick Big Win について

名称	SMEs Quick LG	SMEs Go Big	SMEs Smart Win
予算額	50億バーツ	350億バーツ	100億バーツ
保証限度額	1億バーツ	4,000万バーツ	100万バーツ
保証期間	最長7年		
保証料	最初の3年間はゼロ 以後1%	最初の3年間はゼロ 以後1.5%	最初の3年間はゼロ 以後リスクに応じた保証料

出所）TCG 提供資料より作成

なお、これまでの説明に基づき、TCGが運営している保証制度について、PGS及びコマーシャルプロダクトのそれぞれから主な保証商品を2つずつ紹介したものが図表3-10である。

PGSでは「PGS11」の「IGNITE BIZ」及び「Quick Big Win」の「SMEs Go Big」、コマーシャルプロダクトでは「Bilateral 7」及び「Renewal Credit Guarantee」を紹介する。

図表 3-10 タイの信用保証制度の概要

実施機関	タイ信用保証公社(TCG)			
設立年	1991年			
監督・予算	財務省及び中央銀行			
出資	財務省95.5%、提携金融機関(11行)4.5%			
保証スキーム	ポートフォリオ保証(PGS)		コマーシャルプロダクト(TCG独自保証)	
	PGS11	Quick Big Win	Bilateral 7	Renewal Credit Guarantee
主な保証制度	IGNITE BIZ	SMEs Go Big		
実施期間	2024年7月～2025年12月	2025年12月～2026年12月	2023年10月～2025年12月	2025年1月～2026年12月
対象	タイ政府が指定する8業種 ^(注1) に属する事業者 ^(注2)	事業者 ^{(注2)(注3)}	事業者 ^(注2)	既存保証先で上記期間に保証期間が満了する事業者 ^(注2)
資金用途	運転・設備			
制度予算枠	160億バーツ	350億バーツ	925億バーツ	24億バーツ
保証限度額	1,000万バーツ	4,000万バーツ	1億バーツ	既存保証残高範囲内
MAX CLAIM ^(注4)	21%	26%	—	—
保証割合	—	—	10%～30%	19%
保証料率 〔毎年前払い〕	1.5% (最初の3年間ゼロ)	1.5% (最初の3年間ゼロ)	1%～3% (平均1.75%)	1～3年：1.75% (以降2%)
手数料〔申込時〕	—	—	0.25%	0.25%
最長保証期間	10年	7年	10年	10年
保証収支	収支相償			
保証債務残高 (2025/12末時点)	149億バーツ	16億バーツ	335億バーツ	15億バーツ

(注1) 政府指定8業種：観光、医療・健康、食品、航空、地域交通、次世代自動車、デジタル経済、金融

(注2) TCGの保証対象者定義に該当する者

(注3) 一般的な対象者以外にも、一定の要件を満たせば対象者になるケースあり

(注4) 各金融機関融資合計額に対する最大保証割合

※1バーツ＝4.95円(2025年12月末時点)

※金額は2025年12月末時点

出所) TCG 提供資料より作成

3.3.4 日本の保証制度との比較

図表 3-11 は、先に紹介した「PGS11」の中で TCG が主要な商品としている「IGNITE BIZ」及びコマーシャルプロダクト (TCG 独自保証) の「Bilateral 7」を、日本の信用保証協会の一般保証と比較した表である。

保証限度額については、「IGNITE BIZ」が 1,000 万バーツ (約 4,890 万円)²であり、これと日本の一般保証を比べると大きな差があるが、一方で、「Bilateral 7」では 1 億バーツ (約 4.9 億円) と逆に上回る金額となっている。また、保証割合は、日本のほうが大きく上回っていることがわかる。

² 換算レート: 1 バーツ=4.89 円 (2026 年 5 月 31 日時点)

図表 3-11 日本の保証制度との比較

タイ信用保証公社(TCG)			信用保証協会(CGC)
【制度例】			
主な保証スキーム (保証制度)	ポートフォリオ保証 (PGS)	コマーシャルプロダクト (TCG独自保証)	一般保証
	PGS11(IGNAITE BIZ)	Bilateral 7	
対象	タイ政府が指定する8業種 ^(注1) に属する事業者 ^(注2)	事業者 ^(注2)	中小企業者
資金用途	運転・設備		運転・設備
保証限度額	1,000万バーツ	1億バーツ	2億8,000万円(別枠除く)
保証割合	21%(MAX CLAIM)	10%~30%	80%
保証料率 〔毎年前払い〕	1.5% (最初の3年間ゼロ)	1%~3% (平均1.75%)	0.45~1.90%
手数料〔申込時〕	—	0.25%	—
【全体像】			
保証承諾額	537億バーツ(約2,481億円)		8兆6,204億円
保証債務残高	5,360億バーツ(約2兆4,763億円)		34兆2,670億円
代位弁済	129億バーツ(約596億円)		5,498億円

(2024年12月末時点)

(2025年3月末時点)

(注1) 政府指定8業種：観光、医療・健康、食品、航空、地域交通、次世代自動車、デジタル経済、金融
(注2) TCGの保証対象者定義に該当する者

出所) TCG 及び連合会提供資料より作成。【全体像】における換算レート：1バーツ=4.62円（2024年12月末時点）

3.4 保証手続き

中小企業者がTCGへ保証申込する際は、金融機関経由の間接申込とQRコード等によるTCGへの直接申込の2つの方法がある。

それぞれの手続き方法（承認されるケース）は以下のとおりである。

(1) 間接申込の手続き

- ① 中小企業者は金融機関又はノンバンクに融資を申し込む。
- ② 融資申し込みを受けて、金融機関又はノンバンクは、TCGへオンライン経由で信用保証の承認を依頼する。依頼を受けたTCGは、保証付き融資の審査（一括承認又は個別審査）※を行う。
- ③ TCGは審査後、金融機関又はノンバンクへ保証の承認を通知する。
- ④ 金融機関又はノンバンクは、中小企業へTCGの保証付き融資を実行する。

(2) 直接申込の手続き

- ① 中小企業者は「TCG タッチポイント（LINE の QR コード、TCG の各支店、金融アドバイスセンター、コールセンター）」経由で融資を申し込む。そこで財務健全性、既往保証債務の変更、新規保証申込等がチェックされ、そのデータが TCG へ送られる。
 - ② TCG は、送られてきたデータを基に、保証付き融資の審査（一括承認又は個別審査）※を行う。
- 以降、(1) の③及び④と同様。

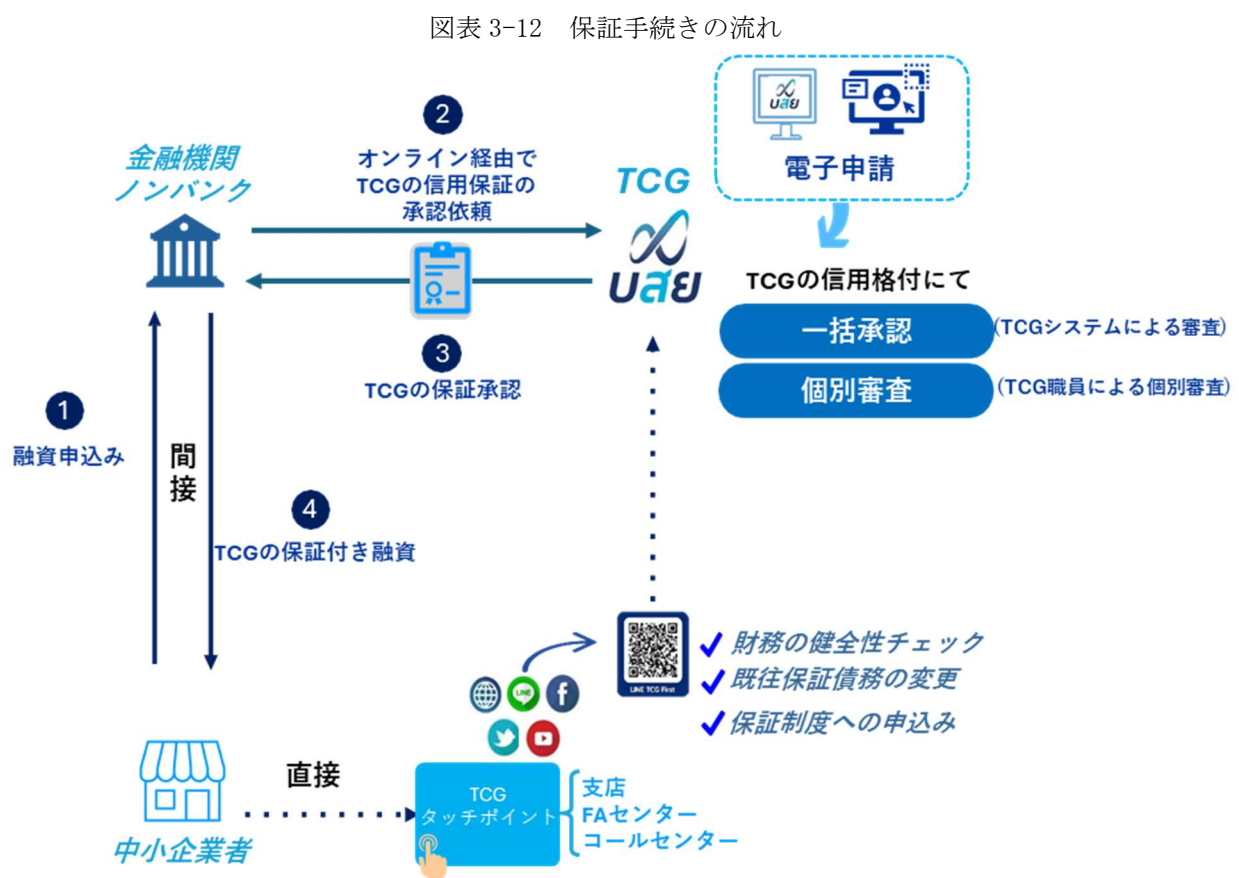
※TCG における審査プロセスについて

間接申込、直接申込のいずれの場合においても、中小企業のデータはオンラインで TCG へ送付される。そのデータを基に、TCG は独自の信用格付により、審査を行う。

審査プロセスは、保証額により異なる。

- ・保証額が 20 万パーツ以下のものは一括承認（システムによる自動審査）が行われる。
- ・保証額が 20 万パーツ超のものは TCG 職員による個別審査が行われる。

以上の保証手続きの流れを図示すると以下のとおりである。



出所) TCG 提供資料より作成

3.5 TCG の保証制度を利用している政府貯蓄銀行（GSB）の概要

今回の調査において、TCG の保証制度を利用している国営金融機関の一つである政府貯蓄銀行（Government Savings Bank：GSB）を訪問し、信用保証制度の利用等についてヒアリングを行った。

(1) 概要

政府貯蓄銀行（GSB）は 1913 年に設立された国営金融機関である。タイ国内に 1,026 支店あり、従業員数は 16,611 人を数える。2024 年度末時点での貸付残高は 2 兆 4,612 億バーツである。TCG の保証債務残高全体でみると、TCG の取引金融機関 16 行中第 4 位に位置付けられている。

(2) 主なヒアリング内容

GSB にヒアリングした主な内容は以下のとおりである。

① 利益追求型の金融機関

GSB はタイ財務省が全額出資している国営金融機関であるが、利益計上することが前提となっている。政府が資金を拠出している融資制度の場合、TCG の保証は利用できない。

② ノンバンク利用の中小企業への取組み

タイ政府としては、銀行からの借入れが困難な中小企業等がノンバンクから割高な資金調達を余儀なくされるケースが増えることに懸念を持っている。そこで、GSB としても、TCG の保証制度を利用することにより、中小企業等のノンバンクからの高金利調達を低金利調達に切り替えることを積極的に推進する方針である。

③ 不良債権（Non-Performing Loans：NPL）の改善

元金延滞企業（3 か月延滞先）に対して、将来の返済見通しが見込めることを前提に、既往融資残高の 50%免除を実施している。融資額全体の 20%を一括返済することで正常先への転換を図るケースもある。NPL の管理のため、GSB は毎月、保証利用企業の返済状況を TCG に報告することになっている。

④ 保証制度利用における TCG との関係

GSB は担保力、保証人による保全が十分でない中小企業等に対し、TCG の保証制度を利用している。その保証枠については、TCG と個別に MOU（基本合意書）を締結し、決定している。事故が発生した際の流れとしては、GSB は代位弁済の請求を行う前に、まずは条件変更、担保権の実行、保証人への督促、書面による督促、金利減免を検討し、必要な措置を行う。その後、期限の利益喪失の通知を行う。

TCG が代位弁済を行った後は、求償権が TCG に移り、TCG が回収義務を負う（TCG は外部委託を活用して実行）。

なお、過去に代位弁済の実績がある企業は新たな保証を受けにくいとしている。

⑤ AI の活用

現在 GSB では、業務上の以下の場面において AI を活用している。

- ・コールセンターでの回答
- ・携帯電話の LINE にて預金管理状況を確認
- ・経営相談への対応 ― チャットボットによる一次対応（Q&A の作成が課題）

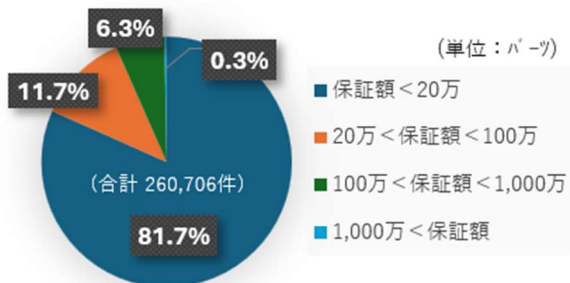
図表 3-13 政府貯蓄銀行（GSB）の概要

金融機関名	政府貯蓄銀行（Government Savings Bank）
設立年	1913年
貸付残高	2兆4,612億バーツ
従業員数(支店数)	16,611人(1,026支店)

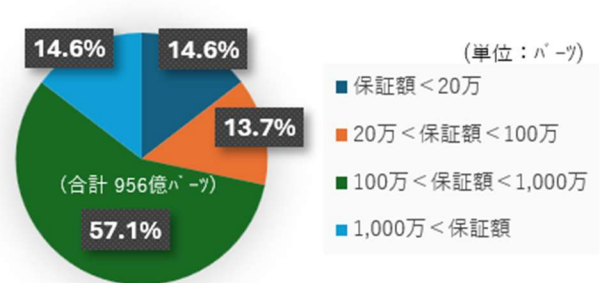
（2025 年 12 月末時点）

【TCG 保証制度利用実績（累計）2025 年 11 月末時点】

TCG 累積保証件数内訳



TCG 累積保証金額内訳



出所) GSB 「ANNUAL REPORT 2024」 及び 提供資料より作成

4. 財政基盤

TCG の保証スキームである PGS 及びコマーシャルプロダクトは、収支相償の設計の下、運用されている。

TCG の収支には、日本の信用保証協会の保証収支（＝【収入】保証料＋回収金－【支出】代位弁済）と同じ考え方は存在しないものの、日本の考え方に照らして TCG の収支状況を見ると図表 4-1 のとおりとなる。

2024 年度は、41 億 3,200 万バーツの損失が計上されているが、貸借対照表の資産（定期預金・国債等）が 419 億 5,400 万バーツあり、この潤沢な換金可能な資産にて対応が可能となっている。

なお、財務省による TCG への 2024 年度の財政負担措置は、PGS に係る政府補助金として 82 億 2,400 万バーツとなっている。

また、業務運営費としての政府出資金（設立当初のみ）は 67 億 200 万バーツである。

図表 4-1 保証収支と財政負担措置

<保証収支(2024年)> (注)主要項目を日本の信用補完制度の考え方にに基づき仮に算出したもの

・保証料収入	+	8,231百万バーツ	
・回収金	+	570百万バーツ	
・代位弁済	▲	12,933百万バーツ	
・保証収支	▲	4,132百万バーツ	(約▲205億円)

潤沢な換金可能資産にて対応可能
(定期預金・国債等：41,954百万バーツ)

<財政負担措置>

- ・ PGSに係る政府補助金：8,224百万バーツ（2024年実績）
- ・ 政府出資金：6,702百万バーツ（設立当初に出資を受けた業務運営費）

【参考】

2024年 貸借対照表

(単位：千バーツ)

科目	金額	科目	金額
資産	44,771,731	負債	33,250,077
(定期預金・国債等)	(41,954,745)	(保証準備金)	(16,520,570)
(政府保証未収金)	(1,095,920)	(前受保証料)	(5,971,926)
(その他)	(1,721,066)	(その他)	(10,757,581)
		資本	11,521,654
		(資本金)	(6,702,473)
		(未処分利益)	(4,819,181)
計	44,771,731	計	44,771,731

出所) TCG 提供資料及び「ANNUAL REPORT 2024」より作成

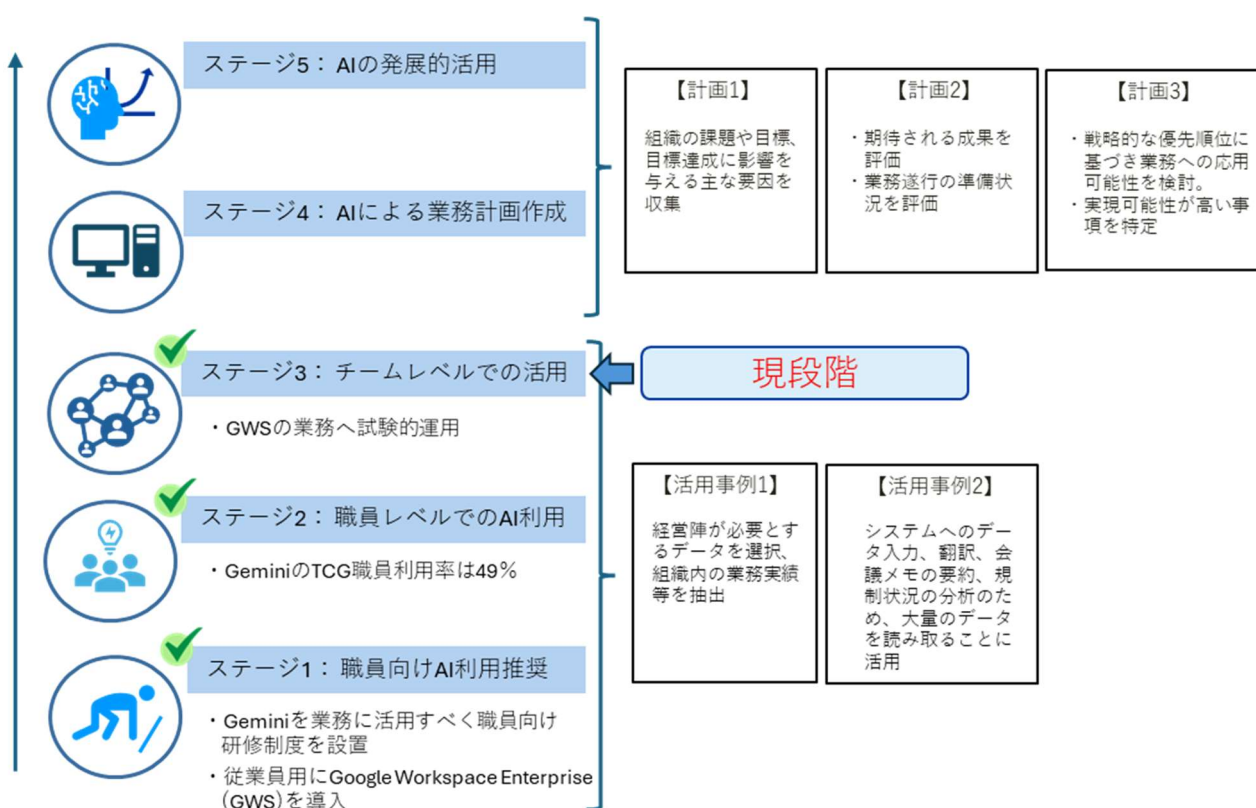
5. 今後の計画

5.1 TCG における AI 活用状況

TCG の業務における AI の活用は試行的に進めている状況である。TCG はそのプロセスを大きく 5 段階（ステージ）に分けて推し進めている。

その概要は以下のとおりである。

図表 5-1 TCG の AI 活用状況



出所) TCG 提供資料より作成

本調査の時点においては、ステージ3として、Google Workspace Enterprise の試験的運用によりチームレベルでの活用が進められているとのことである。

なお、これまでのステージ1～3では、経営陣が必要とする組織内の業務実績データ等の抽出や、システムへのデータ入力、翻訳、会議でのメモの要約、規制状況の分析のための大量のデータ読み取り等で活用されてきているとのことであった。

5.2 新たな保証機関の設立（国家信用保証機関（NaCGA））

5.2.1 NaCGA の概要

財務省によれば、TCG の現在の課題としては主に以下の点が挙げられている。

- ① リスクに応じた保証料率の設定
- ② 国の政策に沿った支援対象の拡大（現状、TCG の支援対象は中小企業のみ）
- ③ 保証以外の業務への事業拡大
- ④ 政府補助の縮小
- ⑤ データ収集力、金融機関との情報連携の強化

これらの課題を踏まえて、TCG とは別に新たな保証機関である国家信用保証機関（National Credit Guarantee Agency: NaCGA）の設立が計画されている。この設立に関しては、本調査実施の時点で閣議決定されており、今後、設立に向けたさらなる法整備が進められる予定である。

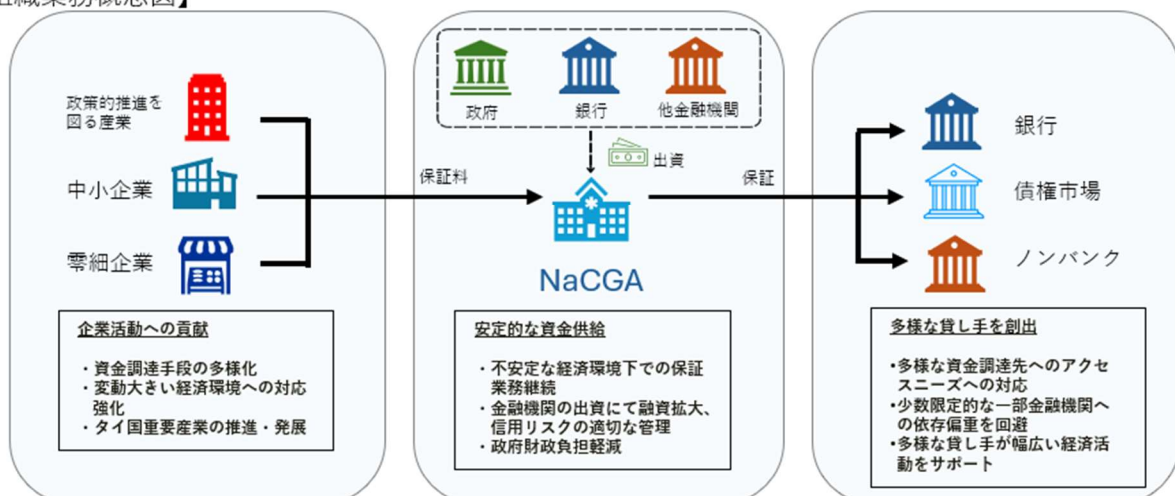
TCG との相違点も含めた NaCGA の概要及び関係機関との関係を図示すると以下のとおりである。

図表 5-2 NaCGA の概要

【新組織概要】

組織名	国家信用保証機関 (National Credit Guarantee Agency (略称:NaCGA))
出資割合	財務省50%、銀行等金融機関50%（閣議決定済、設立に向けた法整備を準備中）
業務内容	金融機関貸出債権の保証 (中小企業者はNaCGAの保証を活用してタイ国内金融機関から資金調達が可能)
TCGとの相違点(関係) ※構想・計画を含む	・企業からの保証申請を金融機関を介さずに直接受け付け、承認を行う ・政府が支援する産業等であれば中小企業の枠を超えて保証の対象とする ・法律により幅広いデータ(情報)収集権が付与される ・収集した豊富なデータに基づき、中小企業者毎にリスクに応じた保証料率を設定できる (NaCGA設立後1年後を目途にTCGの吸収合併を計画)

【新組織業務概念図】



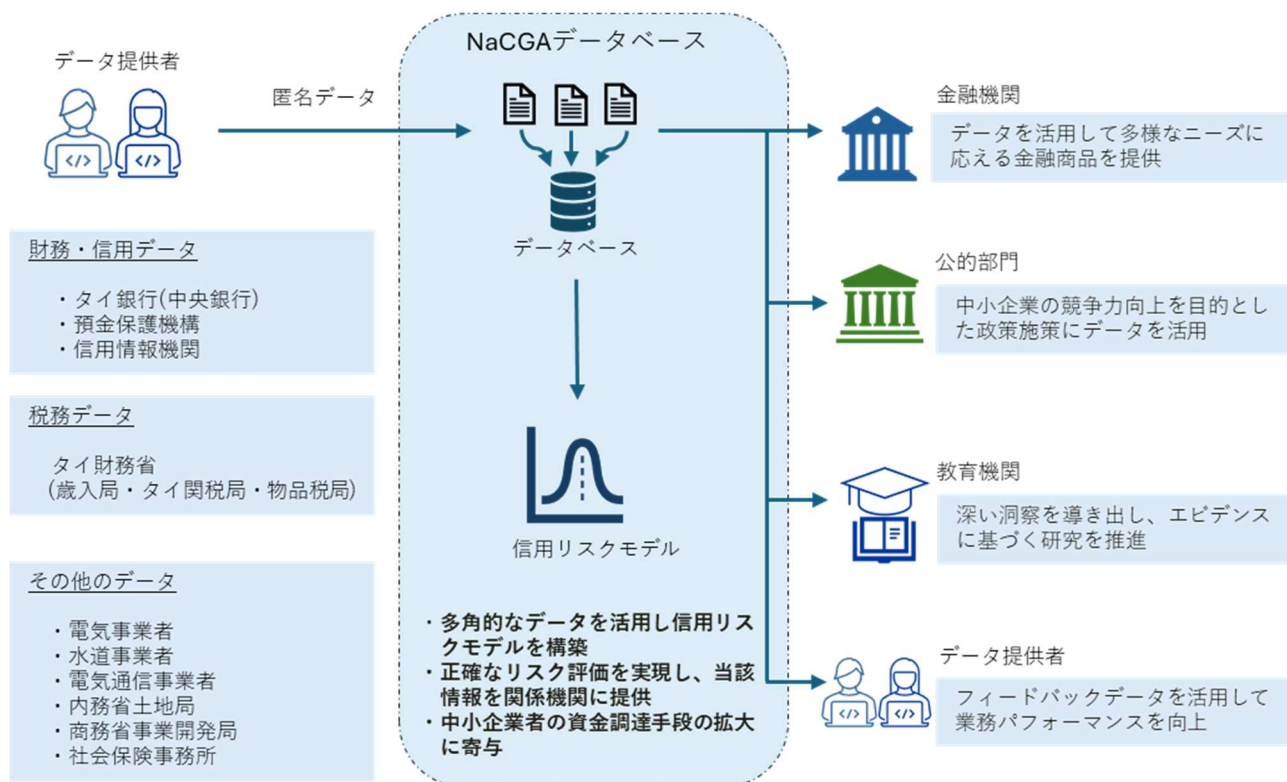
出所) タイ財務省提供資料、ヒアリング及び新聞報道等より作成

5.2.2 NaCGA によるデータ活用について

前述したとおり、NaCGA では、法律により幅広いデータ収集権が付与される予定である。これにより、タイ各当局から幅広く必要なデータを収集し、それを蓄積・分析したうえで、金融機関、公的部門等に提供していく。

この NaCGA によるデータ収集と活用の流れを図示すると以下のとおりである。

図表 5-3 NaCGA によるデータ活用



出所) タイ財務省提供資料、ヒアリング及び新聞報道等より作成

6. まとめ（気づき）

タイにおける信用保証制度の制度設計等において、ポイントとなっていると考えられる点は以下のとおりである。

6.1 保証制度の特徴

タイの保証スキームは大きく 2 種類ある。

○ポートフォリオ保証

- ・ポートフォリオ保証（PGS）は、タイ信用保証公社の全保証債務残高の 86%を占める主要な保証スキームである。財務省が制度設計及び財政負担を担い、TCG がその業務運営を担う。
- ・商品ごとに MAX CLAIM（最大保証割合）を設定し保証を行う。各金融機関の融資合計額に対し MAX CLAIM の範囲内で代位弁済を行うため、代位弁済が MAX CLAIM に達した場合、以後に発生した事故については代位弁済は行われず、金融機関の負担となる。
- ・財務省が補助金にて助成し、中小企業の負担軽減を図っている。すなわち、保証料は商品ごとに全ての中小企業で一律である。多くの商品で最初の 3 年間は、保証料を政府が負担するため中小企業の負担はゼロとなる。

○コマーシャルプロダクト（TCG 独自保証）

- ・TCG の保証債務残高の 14%を占める。TCG が制度設計及び業務運営を担う、TCG 独自の保証スキームである。保証料は TCG 独自データに基づいた信用リスクに応じて決定する。中小企業者ごとに 1～3%の範囲内で保証料率が異なる。タイ政府からの予算措置はない。

両スキームともに、収支相償を前提とした制度設計となっている。財務省からの補助は TCG 設立時の出資金及び PGS の補助金である。

6.2 保証支援の最近の動き

今後は PGS の縮小及びコマーシャルプロダクトの拡大を図り、政府負担を軽減していく方針である。

中小企業者において、調達コストの高いノンバンク借入（金融機関以外）が行われている状況を改善するため、「金融機関の TCG 保証付き融資」により中小企業者のノンバンク借入の借換えを推進している。

6.3 今後の計画

新たな保証機関として、財務省と金融機関がそれぞれ 50%を出資する国家信用保証機関 (National Credit Guarantee Agency: NaCGA) の設立を計画している（閣議決定済）。

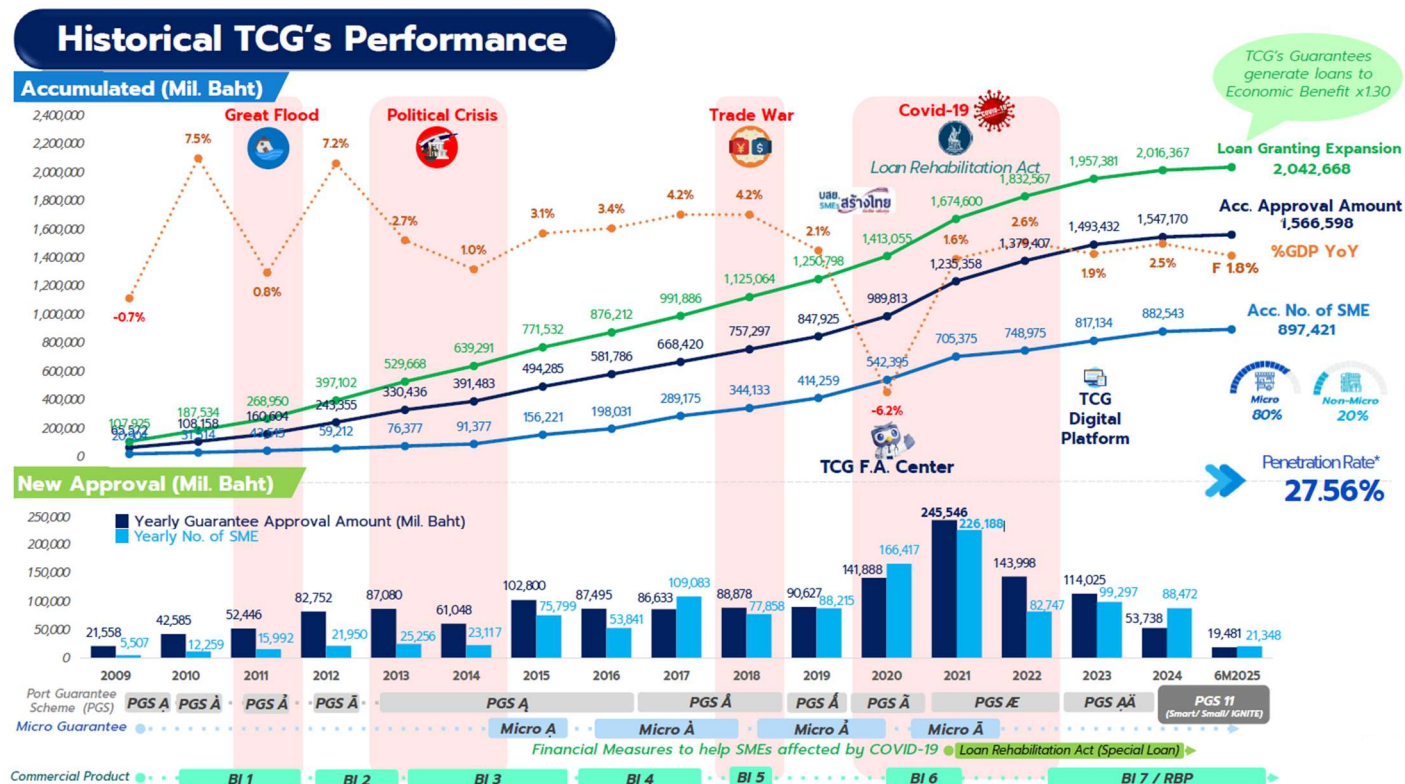
保証だけに留まらない幅広い業務を遂行し、強力なデータ収集権とそれを蓄積・分析するためのデータベースを持つ等が大きな特徴であり、政府による財政負担軽減も企図されている。

今後のタイの信用保証制度の動向は、この NaCGA の設立と稼働が大きな転換点となると見込まれており、その動きが注目される。

7. 実績・統計

TCG の保証承諾、保証債務残高、PGS、コマーシャルプロダクトの推移

図表 7-1 TCG の実績推移



出所) TCG 提供資料より抜粋

タイの信用保証制度に関する調査報告書（2025 年度）

発行日 2026 年 6 月

発行者 (株)日本政策金融公庫 中小企業事業本部 保険情報室
〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-9-4

電話 03 (3270) 6212

（禁無断転載）